

自主規制モニター会議議事要旨（2023年6月21日）

I. 日 時

2023年6月21日（水）14時30分～16時30分

II. 場 所

日本公認会計士協会 公認会計士会館2階 ホール2（オンライン会議併用）

III. 出席者

○ 自主規制モニター会議委員（五十音順）

大場 昭義委員、小林 麻理委員（議長）、園 マリ委員、林 謙太郎委員、松野 正人委員、三宅 弘委員（副議長）、宮園雅敬委員、森本 学委員

○ 日本公認会計士協会

茂木 哲也（会長）、小倉 加奈子（副会長）、伏谷 充二郎（監査・規律担当常務理事）、松本 繁彦（監査・規律担当常務理事）、湯川 喜雄（品質管理担当常務理事）、横山 武史（自主規制本部部門長）

IV. 議事要旨

1. 自主規制の活動報告（運営状況）

品質管理レビュー制度、個別事案審査制度及び審査申立て制度の2022年度の運営状況、及び行政処分勧告等対象監査事務所に係る対応状況について、担当役員から説明があった。

2. 自主規制の活動報告（論題）

(1) 「品質管理レビュー基本方針（2023年度～2025年度）」及び「2023年度品質管理レビュー方針」

「品質管理レビュー基本方針（2023年度～2025年度）」及び「2023年度品質管理レビュー方針」について、担当役員から説明があった。

(2) 懲戒処分の実効性確保に向けた検討プロジェクトチームの検討状況（懲戒処分の量定に関するガイドラインの見直し）

懲戒処分の実効性確保に向けた検討プロジェクトチームの検討状況（懲戒処分の量定に関するガイドラインの見直し）について、担当役員から説明があった。

3. 意見交換

上記1及び2に関連して、委員から以下の意見があった。

(1) 品質管理レビュー制度の運営状況（上記1関係）

- 公認会計士・監査審査会による行政処分勧告や金融庁の行政処分が行われた事業が立て続けに出ており、対象となった監査事務所に対する品質管理レビューの結果を見ると、両者に差分があるように見受けられるケースもある。要因は様々あると思うが、こうしたケースが続くと、品質管理レビューの実効性に疑念を抱く。品質管理レビューの受け手である監査事務所のモチベーションにも影響するのではないか。

(2) 品質管理レビュー方針関係（上記2(1)関係）

- 上場会社等監査人登録制度への対応として、品質管理レビューで監査事務所の業務管理体制の確認を行うに当たり、ガバナンス体制が実効的に機能しているかどうかまで見るのであれば、協会（レビューチーム）と監査事務所の間でイコールフットイングを確保し、コミュニケーションにより実態を明らかにしていくことが求められるだろう。
- 協会と監査事務所の信頼関係を崩さずに、共に良い方向を目指すことが品質管理レビューの最も基本的なスタンスであると考え。それでは収まらないようなケースにおいては、監査事務所にとって厳しい判断を下すことも必要になるだろう。積極的に意図せずとも、状況や環境によっては道を踏み外してしまう弱さを持っており、誰かが牽制する必要がある、その役割を協会の指導・監督機能により果たしていく、といった考え方が基本になるのではないか。
- 監査事務所の品質管理の重要なポイントは自律性であると考え。経営層や品質管理部門において自律性が担保された適切な品質管理の取組が行われ、そこでの方針や手法が現場の監査部門において自律的に運用されているかどうかを見ること、また、自律性を促進するような指導を行うことが、規則を整えるだけの形式的な体制整備に終わらない、最も実効性のある品質管理レビューの在り方だと考える。

(3) 懲戒処分の量定に関するガイドラインの見直し関係（上記2(2)関係）

- 会員又は準会員が法令により処分を受けた場合の、協会の懲戒処分のガイドラインの見直しにおいて、金融庁の業務改善命令に相当する量定が示されている。業務改善命令が行われる原因には、法令違反の場合と業務運営が不適当な場合の二つがあり、後者については、懲戒するのではなく、改善を勧告し、改善状況を見ていくというのが通常のコエ方である。原因に応じて、単に罰するだけではなく、実際に改善が図られているかどうかをしっかりと見ていくことが大事である。

(4) 総括

- 上場会社等監査人登録制度に対する市場の期待感は高く、生きた制度にすることが協会にとって非常に重要な課題である。また、協会の指導・監督や支援以前の問題として、個々の監査事務所に制度趣旨や求められる水準を着実に浸透させ、監査事務所が新しい制度を自らのものにしていくことも重要である。必ずしも業務管理体制や品質管理体制が万全でない監査事務所において、改正法の経過措置の適用を受けたみなし登録上場会社等監査人であることを奇貨として、多くの新規契約を受嘱するようなことが行われた場合、品質管理レビューは事後に入るため、監査事務所の経営者自らが歯止めをかけていく形を実現する必要がある。資本市場や協会が求める水準を理解し、危機感を持って自律的な改善行動が促されるような取組を期待する。
- 一般の業界では、規律に反するようなことが起こればビジネスが成り立たなくなるため、構造的に自律せざるを得ないが、協会の場合は、監査事務所の自律性をどう機能させるかに腐心している。そこには、公認会計士法により監査証明業務が公認会計士の独占業務とされていることや、上場会社監査が法令上義務付けられていることなどから、ビジネスを失うリスクが低いといった、公認会計士制度特有の構造的な問題があるのではないかと印象を受ける。
- 上場会社と監査事務所の数に均衡しているのか。日本では上場会社が増え続けているが、同じ割合で監査事務所が増えているとは聞かない。監査事務所の規模や特性に見合わないところにまで拡大して監査を依頼せざるを得ない状況にあるように思う。協会の自主規制だけでは限界があり、市場全体としてどう在るべきかを議論しなければならない局面に差し掛かっているのではないかと。
- 上場会社等監査人登録制度の導入、そして当該制度の運用を担う協会の取組が、上場会社監査の付加価値を上げ、会社や市場関係者がその意義や価値を見出す

きっかけになると良い。そのためには、協会のブランドをどのように守っていくかが重要なポイントになるだろう。業界全体としてのブランドを維持するために、求められる水準に達することが難しい監査事務所に対して指導・監督機能を発揮していくことで、メリハリのあるリスク・アプローチにもつながるのではないかと思う。

- 協会としての価値観を全面に出し、社会的に協会のブランド価値を高めるとともに、監査が資本市場の効率性に不可欠なものであるとの観点から、品質管理の重要性を意識付け、監査事務所の自律的な品質管理活動のモチベーションとなるように取り組んでもらいたい。

以 上

お問い合わせ先

日本公認会計士協会 自主規制本部

E-mail : monitor@sec.jicpa.or.jp